

消防団協力事業所表示制度

～消防団の応援よろしくお願いします～

「消防団協力事業所表示制度」とは、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。

「消防団協力事業所」として認められた事業所のイメージアップと**税の軽減措置**のメリットが得られます。



【交付基準】 下記2つ以上に適合し、消防関係法令を順守していること！

- (1) 磐田市消防団員として2年以上在籍している従業員等が1人以上勤務している。
- (2) 従業員等が災害出動等の消防団活動を行うことに対し、勤務条件及びその他の処遇面で、扱いが不利にならないように配慮している。
- (3) 災害時等に消防団へ資機材等の提供等の協力をしている。
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

【申請方法】 随時受け付けています！ 認定に手数料等はありません！

下記必要書類を磐田市消防本部警防課消防団グループ（磐田市役所福田支所3階）まで提出してください。

- (1) 消防団協力事業所表示証交付申請書（様式第1号）
- (2) 会社案内・パンフレット等
- (3) 交付基準の項目の協力内容が具体的にわかる書類等
- (4) その他必要に応じ審査に必要な資料



制度の詳細及び「様式」はこちら

【さらに県の制度を利用することで事業税が軽減！】

事業税2分の1相当を控除(控除限度額100万円)

以下の要件を満たす、知事の認定を受けた法人（資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は出資金の額が1億円を超える特別法人に限ります。）又は個人となります。

- (1) 県内に事業所等を有し、かつ当該事業所等の全てが**県内市町の「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けていること。**
- (2) 県内の事業所等における使用人等のうち、消防団員が1人以上いること。
※出資金の額が1億円を超える特別法人にあっては3人以上
- (3) 消防団活動に配慮した規程(就業規則等)を整備していること。



詳細はこちら（県ホームページ）

●申請方法等の詳細●

静岡県ホームページ「消防団活動に協力する事業所等に対する事業税の軽減措置について」をご覧ください。
(<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/shobo/shobohonbu/1040351/1030273.html>)

消防団協力事業所表示制度



事業所として消防団活動に協力することにより、その地域に対する社会貢献及び社会的責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることも、事業所の協力を通じて、地域における防災体制が一層充実される制度です。

消防団協力事業所として認定されることで、事業所の信頼性向上・イメージアップとともに、地域防災力の一層の充実が図られます。

令和6年4月1日現在、約1,040事業所が県内市町の消防団協力事業所の認定を受けております。

ぜひ、多くの事業所の皆様の参加をお待ちしています。



「消防団協力事業所表示制度」
表示マーク

協力事業所として認められる例

*市町によって、基準がそれぞれ異なります。詳しくは各市町消防団担当課へお問い合わせください。

- 従業員が消防団員として、相当数入団している。
- 従業員の入団促進に積極的に取り組んでいる。
- 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力している。

株式会社ウェックス(熱海市)



平成24年 熱海市消防団協力事業所表示制度認定

〈 地域防災を支えるパートナー 〉

株式会社ウェックスは、平成元年の創業以来、消防設備の点検・設計・施工を通じて、地域社会の防災パートナーとして成長してまいりました。消防団協力事業所としての責務を果たすべく、現在9名の現役消防団員が在籍し、消防団活動を積極的に支援する体制を整えています。

日々の消防団活動は、消防ポンプ車やホースなどの機械・機器の操作にとどまらず、災害対応力の強化や防災知識の向上にもつながり、当社の専門技術にも大いに活かされています。これからは民間の消防人として、行政や地域と連携しながら、次世代の消防団員の育成を促進し、地域防災力のさらなる向上に貢献してまいります。

株式会社ヤマエイ長島建設(静岡市)



平成20年 静岡市消防団協力事業所表示制度認定

〈 南アルプスの玄関口「井川」で、大いなる自然とともに 〉

株式会社ヤマエイ長島建設は、昭和35年創業、静岡市葵区井川において、大きな力を持つ南アルプスのありのままの自然を残すことを念頭に、創業当初の山小屋建築、改修工事から、現在では治山・災害復旧工事及び道路建設・舗装工事を主事業に展開し、地元住民とともに発展してきた地域社会に溶け込んだ郷土色豊かな会社です。

創業当初から従業員の約半数が消防団員であり、社長自らも消防団員として活動していたので、建物火災、林野火災及び山岳遭難などへの出動に対しても積極的に協力しているほか、水利確保用資機材としてコンクリートミキサー車を提供するなど、地域防災活動を支援してまいりました。今後も地域社会の貢献に一層努めてまいります。

オールイー株式会社(浜松市)



平成30年 浜松市消防団協力事業所表示制度認定
令和元年 総務省消防庁消防団協力事業所表示制度認定

〈 POWER OF TENRYU ～天竜の支えに～ 〉

オールイー株式会社は、前身である東海大井電子株式会社の業務を引き継ぎ、平成16年に浜松市天竜区の水窪町で設立いたしました。当社は、主として情報通信機器・計測器及び装置の設計、製造、販売を行ってまいりましたが、新たに設計・開発部門を立ち上げ高周波機器などの設計・開発も手掛けております。

「この会社が生まれ育った地域に少しでも貢献できるように」という思いから従業員の多くが消防団員として活動しております。これからも、地域の皆様にお役に立てよう日々精進してまいります。

静岡県危機管理部 消防保安課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-2074



HPアドレス <https://www.pref.shizuoka.jp/bosaiinkyu/shobo/shobohonbu/1040351/1030273.html>

事業所のみなさまへ

地域防災の要である

消防団を

応援/して 下さい!



静岡県

自分たちのまちを守りたい

消防団とは、地域に「住んでいる」「働いている」人によって構成された市町の消防機関です。

静岡県では昭和60年当時、約26,000人いた消防団員が、令和6年には、約16,600人まで減少しており、地域防災の要である消防団員への一層の理解と支援が求められています。

かつて消防団員は、自営業者が中心となっていましたが、社会環境の変化に伴い、今では全体の約80%がサラリーマン団員として消防団活動に従事しています。

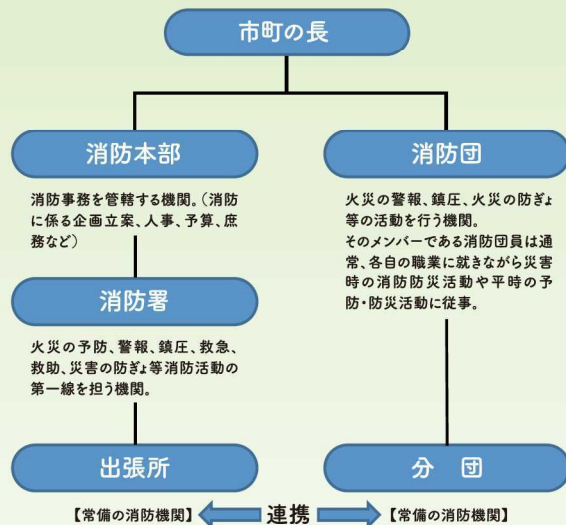
事業所の皆様の御理解と御支援により支えられている消防団への一層の御協力をお願いいたします。



消防団とは

消防団は、市町ごとに設置され、地域密着性、即時対応力などの特性を生かしながら、火災や風水害、地震などの災害に対して消防防災活動を行う組織です。消防は、市町長が管理し、消防署が常備の消防機関として、消防防災活動の第一線を担う機関であるのに対して、消防団は非常備の消防機関として位置づけられ、相互に連携を図りながら消防防災活動に従事しています。

消防団は、地域防災の要です。地域防災体制の一層の充実のため、御理解、御協力をお願いいたします。



【常備の消防機関】 ← 連携 → 【常備の消防機関】

入団について

消防団員の入団資格は、市町ごとに条例で定められていますが、一般的に、入団を希望する18歳以上で、その市町に居住しているか、又は、勤務している人ならどなたでも入団できます。サラリーマンや学生、性別を問わず様々な人が消防団員として、集まって地域の防災のために活動しています。また、学生や女性も消防団の活動に参加しやすいよう、「機能別団員・機能別分団」制度を導入している市町もあります。

消防団にはあなたのチカラが必要です。あなたもぜひ消防団で活動してみませんか？

※市町によっては、その地域に居住している方のみ採用しているところもあります。

～消防団活動への理解と団員の活動環境の整備に向けて～

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例

対象

(1)～(3)のいずれかに該当する法人又は個人が、①～③の要件を全て満たしていること

認定要件	認定要件	
	①	②
	(1) 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人、 (2) 出資金の額が1億円を超える特別法人*、 (3) 個人	
①	県内に事業所等を有し、かつ当該事業所等の全てが県内市町の「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けている。	
②	県内に事業所等を有する事業主、当該事業所等に常時勤務する役員又は当該事業所等において雇用する使用人*のうち、消防団員*が1人以上いる。 (出資金の額が1億円を超える特別法人にあっては3人以上)	
③	県内の全ての事業所等*において、消防団活動について配慮した規定(就業規則等)を整備している。	

※事業税の不均一課税事務実施要綱に詳細を記載

適用税目と期間

- (1) 法人事業税・・・平成24年4月1日から令和10年3月31日までの間に終了する各事業年度の事業税
- (2) 個人事業税・・・平成24年～令和9年の所得に対して課税する平成25年～令和10年の事業税

控除内容

事業税額の1/2に相当する額を控除(100万円を限度)の事業税



申請時期等について

前提として「対象」で示した①～③の要件を、基準日の時点で満たしていることが必要となります。

- (1) 基準日/ア 法人・・・各事業年度の終了日
イ 個人・・・12月31日
- (2) 申請時期/基準日以降に、申請書及び添付書類を提出していただきます。
ア 法人・・・基準日以降、事業税の申告期限の30日前までに申請*
イ 個人・・・基準日以降、事業税の申告期限までに申請*

※毎年度申請する必要があります。



申請先

事業所の所在地を管轄している地域局へ申請してください。具体的な手続きについては、県のホームページ等でお知らせしています。

賀茂地域局	危機管理課	TEL	0558-24-2004
東部地域局	地域課	TEL	055-920-2063
中部地域局	地域課	TEL	054-644-9102
西部地域局	地域課	TEL	0538-37-2209

